

作成日 2023年6月9日 (第1版)  
改訂日 2024年4月1日 (第2版)

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名 コントラッド 70  
製品コード 310694  
会社名 富士レビオ株式会社  
住所 東京都港区赤坂 1-8-1  
担当部署 お客様コールセンター  
電話番号 0120-292-832  
緊急連絡電話番号 0120-292-832  
推奨用途と使用上の制限 研究用試薬

### 2. 危険有害性の要約

成分 (危険有害物質) : 水酸化カリウム

GHS分類

健康に対する有害性 : 皮膚腐食性/皮膚刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (呼吸器)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 2 (呼吸器)

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険  
危険有害性情報 : 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
呼吸器の障害のおそれ  
長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ

注意書き :

#### 【安全対策】

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

#### 【応急措置】

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。  
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け

ること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

**【保管】**

換気の良い、冷暗所で保管すること。

容器を密閉しておくこと。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託し適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名： 研究用試薬

成分及び含有量

成分（危険有害物質）： 水酸化カリウム (Potassium hydroxide)

化学特性（化学式等）： KOH

分子量： 56.11

CAS RN： 1310-58-3

濃度又は濃度範囲： 2.0～5.0%

官報公示整理番号（化審法）：(1) -369

4. 応急措置

吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。

皮膚を水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して

いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡する

こと。

5. 火災時の措置

消火剤： 水噴霧、粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤  
周辺の条件に適した消火剤を用いる。

使ってはならない消火剤： 棒状放水

火災時の特有危険有害性： 湿気や水に触れると、可燃性物質を発火させるのに十分な熱を発生することがある。接触すると火炎及び爆発の危険性がある。

特有の消火方法： 危険でなければ火災区域から容器を移動させる。

消火を行う者の保護： 消火作業の際は、適切な保護具を着用し、煙等を吸い込まないように、風上から作業する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や粉じんやヒュームの吸入を避ける。関係者以外は近づけない。

環境に対する注意事項：

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

すべての着火源を取り除く。

適切な保護手袋と保護眼鏡を付けて処理する。漏えい物をペーパータオル等で拭き取って、適切な廃棄物処理容器に入れる。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の保護具を着用する。

局所排気・全体換気： 十分な換気ができる場所で取扱う。

安全取扱い注意事項： 取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

眼、皮膚、衣類に付けないこと。

適切な衛生対策： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

適切な保管条件： 容器は密閉して換気の良い冷暗所で保管する。

技術的対策： 消防法の規制に従う。

混触禁止物質： 酸、水、金属、ハロゲン炭化水素、無水マレイン酸

安全な容器包装材料： 消防法および国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 取扱い場所の近くに洗眼器と手洗い設備を設置する。

粉じんが発生する作業所においては、必ず密閉された装置、機器又は局所換気装置を使用する。

含有している成分（水酸化カリウム）で以下の情報が報告されている。

管理濃度

水酸化カリウム： 設定されてない。

許容濃度

水酸化カリウム

日本産業衛生学会（2017年度版）： 2 mg/m<sup>3</sup>（最大許容濃度）

ACGIH（2017年度版）： TLV-Ceiling limit：2 mg/m<sup>3</sup>

保護具

呼吸器の保護具： 防じんマスク、簡易防じんマスク

手の保護具： 適切な保護手袋を着用すること。

眼及び/又は顔面の保護具： 適切な保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具： 適切な保護服を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

	コントラッド 70
物理状態	液体
色	乳白色
臭い	特になし
融点/凝固点	0°C
沸点又は、初留点及び沸騰範囲	>100°C
可燃性	データなし
爆発下限及び爆発上限界/ 可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	12~14
動粘性率	データなし
溶解度	可溶
n-オクタノール/ 水分配係数(log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	1.05
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性： 通常の使用であれば安定と考えられる。  
 危険有害反応可能性： 通常の使用であれば安定と考えられる。  
 避けるべき条件： 湿気、混触危険物質との接触  
 混触危険物質： 酸、水、金属、ハロゲン炭化水素、無水マレイン酸  
 危険有害な分解生成物： 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

(成分(危険有害物質)：水酸化カリウム)

急性毒性： 2.0~5.0%含有のため区分に該当しない。  
 皮膚腐食性/刺激性： 水酸化カリウムが2.0~5.0%含まれ、pH12以上であることから区分1に分類される。  
 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷(区分1)  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：水酸化カリウムが2.0~5.0%含まれ、pH12以上であることから区分1に分類される。  
 重篤な眼の損傷(区分1)  
 呼吸器感作性又は皮膚感作性：データがなく分類できない。  
 生殖細胞変異原性： データがなく分類できない。  
 発がん性： データがなく分類できない。  
 生殖毒性： データがなく分類できない。

- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1の水酸化カリウムの含有濃度が2.0～5.0%であるため、区分2とした。  
呼吸器の障害のおそれ（区分2）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分1の水酸化カリウムの含有濃度が2.0～5.0%であるため、区分2とした。  
長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ（区分2）
- 誤えん有害性： 2.0～5.0%含有のため区分に該当しない。

## 1 2. 環境影響情報

（成分（危険有害物質）：水酸化カリウム）

生態毒性

水生環境有害性、短期（急性）：データがなく分類できない。

水生環境有害性、長期（慢性）：データがなく分類できない。

残留性・分解性： 情報なし

生物蓄積性： 情報なし

土壌中への移動性： 情報なし

オゾン層への有害性： 情報なく分類できない。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 関連法規及び各自治体の条例等の規制に従い適切に処理すること。

汚染容器及び包装： 使用した汚染容器や残余の試薬を廃棄して水で十分洗浄した容器は、廃棄物に関する規定に従って処理する。

## 1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

輸送に際しては直射日光を避け、容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下および損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行うこと。

## 1 5. 適用法令

労働安全衛生法： 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（法第57条・第57条の2、施行令第18条・第18条の2）政令番号別表第9の316号（水酸化カリウム）  
本品は労働安全衛生法表示・通知対象物質である。  
労働安全衛生規則第594条の2、皮膚等障害化学物質等に該当する（水酸化カリウム）。

毒物及び劇物取締法： 該当なし

化学物質排出把握管理促進法： 該当なし

## 1 6. その他の情報

主な引用文献

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

記載内容については、現時点で入手できる資料等に基づいて作成したのですが、すべてを網羅しておりませんので、取扱いの際には十分注意してください。